

熊監発第000173号
平成26年11月20日

請求人

A 様

熊本市監査委員 竹原孝昭

熊本市監査委員 石原純生

熊本市監査委員 坂本邦彦

熊本市都市建設局住宅課職員に対する措置請求について（通知）

平成26年9月29日に郵送により受付をした標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成26年10月6日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥について

議員から選任された田尻清輝監査委員は、その議員活動の中で、本件事案に密接に関連した訴訟の当事者からの相談に従事したことから、本件請求の監査を行うに当たり監査の公正さを確保するため、本件を自己の従事する業務に直接の利害関係のあるものに相当するものと判断し、地方自治法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

請求人は、熊本市が平成26年2月に提起した市営住宅の明渡しに関する訴訟（以下「本件訴訟」という。）の被告の代理人弁護士である。

被告の母が市営住宅に入居していたとき、その長男である被告が住宅課に市営住宅同居承認申請書（以下「同居申請書」という。）を提出しないまま同居していたところ、被告の母が平成25年1月1日に死亡した。被告は市営住宅入居に係る承継の手続きをするため来庁したが、同居申請書が提出されておらず居住資格がないことから住宅課は被告に市営住宅の明渡しを求めたが、被告が明け渡さなかったため市が提訴したものである。

請求人としては、被告が市営住宅を明け渡さず占拠していることから、住宅課が賃料相当の損害金を被告に請求することは理解できるが、家賃を催促する文書、家賃の口座振替を勧める郵便物等が、被告の亡母及びその連帯保証人である被告に数回にわたり送付されており、裁判を起こしたにもかかわらず賃料相当損害金ではなく家賃の支払いを求める郵便物を発送するのは矛盾があるため、次の措置を求めるものである。

- (1) 今後、被告及び被告の亡母に対し、本件建物の家賃（賃料相当損害金は除く。）に関する郵便物を発送することを差し止めること。
- (2) 次のアないしオの文書の郵送代の支出が不当であるので、住宅課職員は市へ返還すること。

ア 平成26年1月29日付け「平成25年度収入基準認定通知書」（亡母宛）（以下「郵便物ア」という。）

イ 平成26年2月12日付け「納付確認のお知らせ（熊本市営住宅使用料（家賃）催

告状)」(被告宛)(以下「郵便物イ」という。)

ウ 平成 26 年 5 月 14 日付け「納付確認のお知らせ(熊本市営住宅使用料(家賃)催告状)」(被告宛)(以下「郵便物ウ」という。)

エ 平成 26 年 5 月 29 日付け「市営住宅家賃・駐車場使用料の口座振替手続きのご案内」(亡母宛)(以下「郵便物エ」という。)

オ 平成 26 年 7 月 10 日付け「市営住宅使用料(家賃)納入通知書」(亡母宛)(以下「郵便物オ」という。)

3 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 市営住宅の家賃に関する郵便物の発送について
- (2) 郵便物発送に要した金額について

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 10 月 15 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

その際、請求人から、平成 25 年 6 月から同年 8 月にかけて住宅課から被告及び被告の亡母宛に送付された郵便物 4 通について、参考資料として新たに提出された。

また、当初、請求の対象となる職員は住宅課収納班職員であったが、今回請求の対象となった郵便物の発送作業において、その他の住宅課職員も関与していたことが判明したことから、平成 26 年 10 月 15 日、請求人により対象者についての補正が行われ、住宅課職員となった。

5 監査の方法等

(1) 関係職員の陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年 10 月 24 日に下記の職員の陳述の聴取を行った。

都市建設局次長、住宅課長、その他住宅課職員(請求の対象に平成 25 年度の行為も含まれるため、平成 25 年度の住宅課職員も含む。)

(2) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令及び裁判例等を参照した。

(3) 監査対象からの除外

請求書では、前述の郵便物アないしオのほか、平成 25 年 6 月から同年 8 月にか

けて住宅課から被告及び被告の亡母宛に送付された郵便物 4 通についても問題としたいところであると記載されていたが、請求人も了知し請求書の中で記載しているとおりに、これら 4 通については、その発送の事実発生日から本件の請求日までの期間が、地方自治法第 242 条第 2 項の請求期間を経過しているため、追加で提出された参考資料とともに、今回の監査対象からは除外するものである。

第 3 監査の結果

1 主文

本件監査請求についてはいずれも棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員の陳述等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 市営住宅の家賃に関する郵便の発送について

ア 郵便物アないしオの内容及び発送手続き

・郵便物ア

郵便物アは、収入基準認定通知書で、翌年度の決定家賃額を知らせる書類であり、例年 1 月に入居名義人宛に送付されるものである。市全体で同様の郵便物約 11,100 通が送付されている。このほか、建替えに伴う退去予定者又は強制執行の候補者に該当する等の理由で発送しない通知書が約 150 通あり、それらについては、住宅課の各担当が作成したリストを元に、郵便物からの引き抜き作業を行う。本件における宛先は入居名義人（被告の亡母）であり、引き抜き作業がなされず、誤って発送されたものである。

・郵便物イ及び郵便物ウ

郵便物イ及び郵便物ウは、表書きには「納付確認のお知らせ」と、中には「熊本市営住宅使用料（家賃）催告状」と記載されているものであり、入居者に家賃を催告する書類である。3 ヶ月毎に入居名義人などに宛てて送付される。市全体で同様の郵便物約 5,000 通が送付されている。このほか、発送する準備作業中に窓口で納付が行われた場合などの理由で発送しないものが 5 通程度あり、それらについての引き抜きは、郵便物アと同様の引き抜きが行われる。本件における宛先は連帯保証人（被告）宛であり、そもそも、引き抜きの対象とはなっておらず発送されたものである。

書類の中に「家賃」として記載されているが、住宅課によれば不法入居者等に送付する場合においても「賃料相当損害金」などの記載に改めず、特に注意書き等も同封はしていないとのことであった。

・郵便物エ

郵便物は、口座振替手続きの案内であり、口座振替を行っていない入居者等に送付されるものである。平成 26 年度から年に 1 回送付しており、市内全体で約 3,500 通が送付されている。このほか、発送する準備作業中に口座振替に切り替えた等の理由で発送しないものが 67 通あり、それらについての引き抜きは郵便物アと同様に行われる。本件においては、被告の亡母宛であり、引き抜き作業がなされず、誤って発送されたものである。

・郵便物オ

郵便物オは、市営住宅使用料（家賃）納入通知書であり、例年、年に 1 回送付を行ってきたが、平成 26 年度から年に 3 回、4 ヶ月毎に送付するように取扱いを改めたところである。1 回当たり約 7,000 通を送付しており、このほか、発送する準備作業中に口座振替に切り替えた等の理由で発送しないものが約 170 通あり、それらについての引き抜きは郵便物アと同様に行われる。本件においては、被告の亡母宛であり、引き抜き作業がなされず、誤って発送されたものである。

・発送手続き

郵便物の発送の手続きに当たっては、その発送する郵便物ごとに定められた住宅課の発送担当者が、文書の印刷、封入封緘を行った後、各担当（不法入居、強制執行等の事務に従事し、発送する郵便物について、発送対象者から除外すべき対象者を把握している者）に当該郵便物を送付しない者の抽出をするよう依頼した後、各担当から提出された対象者を取りまとめ、引き抜きを行う対象者リストを作成する。このリストに基づいて、発送担当者がそれぞれ発送する郵便物から除外する対象者の引き抜き作業を行っていた。発送前の最終確認としては、引き抜き漏れがないかどうか確認する意味から、発送担当者が各担当に発送する旨を告知し、課長までの決裁をとり、発送するものである。

通常郵便物発送に係る事務マニュアルは整備されているが、住宅課内で今回の発送に当たりマニュアルに基づく事務処理が行われていなかった。また、訴訟等の係争中の入居者等に特化したマニュアルも、作成されていなかった。

なお、不法入居者に対する建物明渡し及び賃料相当損害金請求の訴訟件数は、本件訴訟のほかに、平成 25 年度前期で 1 件、平成 25 年度後期で 1 件、平成 26 年度前期で 2 件であり、本件訴訟以外の事案についても、本件と同様の郵送手続きが行われていた。

イ 住宅課の体制と発送に携わった職員の範囲

郵便物ア及び郵便物イの発送は、平成 25 年度に行われており、その当時の住宅課の体制は次のとおりであった。

住宅課職員数 33 名、その他嘱託職員及び臨時職員 17 名

（内訳）課長 1 名、課長補佐 4 名、

住宅管理係：5 名（係長 1 名、主任主事 2 名、主事 2 名）、

その他嘱託員 1 名

収納係：6名（係長1名、主任主事3名、主事2名）、

その他嘱託員14名、臨時職員1名

維持係：9名、建設係：4名、計画係：4名、その他臨時職員1名

郵便物ウないしオの発送は、平成26年度に行われており、現在の住宅課の体制は次のとおりである。

住宅課職員数33名、その他嘱託職員及び臨時職員18名

（内訳）課長1名、副課長1名、課長補佐3名、

住宅管理班：5名（主査1名、主任主事2名、主事2名）、

その他嘱託員1名

収納班：6名（主査1名、参事1名、主任主事3名、主事1名）、

その他嘱託員14名、臨時職員1名

維持班：7名、建設班：6名、

計画班：4名、その他嘱託員1名、臨時職員1名

このうち、本件の郵便物発送に直接携わる職員は収納班（平成25年度は収納係）職員であり、発送物ごとに主査（平成25年度は係長）以外1名が担当となる。発送に係る決裁については、当該担当、収納班主査（平成25年度は収納係係長）、副課長（平成25年度は課長補佐）の順番に承認を受け、最終的に課長の決裁を受けるものである。

なお、平成26年4月1日付けの人事異動により、課長、収納班の主査、主任主事1名及び主事1名の異動があり、今回の郵便物ア、郵便物イ、郵便物ウ及び郵便物オの発送事務について、それぞれ担当替えが行われていた。郵便物エについては、家賃の口座振替手続きの推進のため、平成26年度から送付されることになったものであった。

ウ 発送についての住宅課の見解

郵便物イ及び郵便物ウについて、住宅課としては、賃料相当損害金の催告の趣旨で送付したものであり、発送する郵便物の様式の差別化ができていなかったものとの見解であった。

家賃と賃料相当損害金とではその法的性格及び会計上の取扱いが異なることについて、以前から認識していたが、これを区別する取扱いは行われていなかった。

しかしながら、これらの郵便物には「熊本市営住宅使用料（家賃）催告状」としか記載されておらず、賃料相当損害金ではなく家賃として取り扱われていることから、受領者に誤解を与える恐れがあること並びに法律上及び会計上の取扱いにおいても疑義があることを再認識し、今後、本件訴訟と同様の明渡し訴訟における催告状については、賃料相当損害金であることが分かるように事務処理を行うよう変更したとのことであった。

郵便物ア、郵便物エ及び郵便物オについては、亡母宛に送付する必要性はなかった。送付する郵便物から引き抜く対象者のリストを作成する作業がもれて

いた結果、生じたミスである。事務マニュアルの徹底や各担当者間の情報共有が十分なされていなかったことから、誤って発送してしまったものであった。

今後、入居名義人が故人の場合には、マニュアルの徹底と情報の共有を十分に行い、同様の誤った郵便物の発送は停止するとのことであった。

(2) 郵便発送に要した金額

本件請求に係る郵便物の料金については、次のとおりであった。

- ・郵便物ア・・・郵便区内特別郵便 種別：定形 料金：50円
- ・郵便物イ・・・料金後納郵便 種別：ハガキ 料金：50円
- ・郵便物ウ・・・料金後納郵便 種別：ハガキ 料金：52円
- ・郵便物エ・・・郵便区内特別郵便 種別：定形 料金：67円
- ・郵便物オ・・・郵便区内特別郵便 種別：定形 料金：67円

郵便物ア、郵便物エ及び郵便物オの種別は定形であるが、郵便区内特別郵便制度（同一差出人から形状、重量及び取扱いが同一の定形又は定形外郵便物が同時に100通以上差し出され、かつ、それが差出局の配達区域の郵便物であれば、郵便料金が割り引かれる制度）による割引があり、当該料金となったものである。郵便物アについては、通常の割引より割引率が大きい特別料金が適用され50円となっている。郵便物ウについては、発送日が平成26年度であるため、消費税が5%から8%になったことによる差が2円生じ52円となっている。

郵便物アないしオの料金の合計額は、286円であった。

3 判断

(1) 住宅課での郵便物発送に係る事務について

事実関係で述べたように、郵便物ア、郵便物エ及び郵便物オについては、住宅課としても、発送物から除外する対象者のリストを作成せず、発送物から引き抜く作業がもれていたことを原因とする間違った発送であった。

また、郵便物イ及び郵便物ウについては、住宅課において法的理解が十分ではなく、その文書中には家賃とだけ記載していたため、郵便物を受領した者からすれば家賃として取り扱われていると誤解する恐れもあった。

いずれの発送においても、住宅課における事務手続上及び取扱上の誤りが見られたが、事務処理量が多いことや発送物から除外する対象者リストの作成担当者への情報集約方法が不十分であったという組織体制上の欠陥から発生したもので、それぞれの担当者に重大な過失があったとまでは認定できない。

なお、郵便物アないしオについては、事務処理上、本件の対象者のみならず、他の訴訟対象者のすべてに発送されていた。したがって、本件の対象者についてのみ故意に発送されたものとは言えず、発送行為が故意による不当なものとは言えない。

(2) 今後の郵便物の発送事務における被告及び亡母への郵便物の取扱いについて

関係職員からの聴取において、住宅課における郵便物の発送に関して、これまで入居者等に一律に発送していた取扱いを変更し、平成 26 年 11 月以降に住宅課から発送される予定の郵便物のうち、本件で請求の対象となったような係争中の入居者等に対する郵便物については、一律に発送される郵便物から除くよう改善を行う、との説明があった。

改善の具体的内容としては、次のとおりであった。

住宅課から発送する郵便物については、その印刷後に封入封緘を行い、各担当者からのリストを元に、送付すべきではない者に対しての郵便物を封入封緘された郵便物の中から手作業で引き抜きを行ってきたが、今後は、その作業後にも再度チェックリストにより発送予定の郵便物から引き抜かれているかどうか、発送する郵便物から引き抜かれた現物を各担当が確認し、チェックリストにサインをし、その上で、郵便物を発送してよいか課長までの決裁を取る。その伺いには、各担当が確認したというサインが記載されたチェックリスト及び引き抜かれた現物を添付して、送付すべきではない者に対しての郵便物は、発送することがないような確認を行うこととした。

また、住宅課の管理システムを確認したところ、「催告状」については、システム上で発行を停止する機能があり、平成 26 年 6 月中に被告宛の催告状の発行停止を行っているとのことであった。

よって、請求人が主張する郵便物の発送の差し止めについては、住宅課による改善が着手されているため、今回、本職から改めて催告等の措置を講ずる必要はないものと判断する。

(3) 郵送代の返還の必要性について

本件で請求の対象となる郵便物 5 件の発送のうち、郵便物イ及び郵便物ウ（催告状：被告宛）の 2 件については、家賃の催告状という表記で送付しているが、住宅課としては「賃料相当損害金」に対する催告という認識で送付しているものであった。

また、郵便物ア（収入基準認定通知書：亡母宛）、郵便物エ（口座振替手続き案内：亡母宛）、郵便物オ（納入通知書：亡母宛）の 3 件については、住宅課としても送付すべきではないという認識であったが、各郵便物の発送担当者が引き抜き対象者のリストを作成するという事務手続きを踏まずに、送付してしまったということである。

これらの送付に要した郵便代は、事実関係で述べたとおり合計 286 円であった。

この合計 286 円の郵便代を職員から返還させる必要性について判断するに当たり、職員がこの金額を賠償する責任を負うかどうかを判断することとする。

まず、郵便物アないしオの発送事務に直接従事した住宅課の担当職員の賠償責任を判断するに当たって、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項前段に規定する職員の損害賠償責任に該当するか、つまり、故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品等若しくは占有動

産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときに当たるかどうかを判断する。

ここでいう重大な過失は、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべき」（最高裁判決昭和 32 年 7 月 9 日）ところ、前述のとおり、住宅課の担当職員には、故意又は重大な過失が認められないので、賠償責任はない。

また、担当職員を指導する主査、課長補佐、副課長については、今回の発送における行為者ではなく、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の地方公共団体の規則で指定したものではないため、賠償責任を問える同項所定の職員等には該当しない。

また、課長については、発送についての決裁権者であり、実質的な支出負担行為者といえ、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項後段所定の職員等に該当する。しかしながら、課長が指揮監督すべき職員数、その事務内容、事務量を鑑みると、発送作業における直接的な指示及び処理を部下職員に実質的に任せていたことは、特に非難されるべきことではない。以上のことを総合的に判断すると、本件郵便物の発送について、課長が著しく職務を怠ったということとはできず、課長に重大な過失があったということは認められない。よって、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。

よって、今回の請求の対象となった住宅課職員については、損害賠償の責任を負うものではないため、請求対象の郵便代を返還する必要性は認められない。

以上のことから、本件市営住宅の家賃に関する郵便物の発送に係る請求人の主張については、いずれも理由が認められないため、主文のとおりとする。

4 意見

今回の請求は、住宅課職員の法令の理解不足及び事務処理の誤りに起因するものであり、本職としても非常に遺憾である。地方公務員法第 32 条に規定されているように、職員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない。

今後、市営住宅の家賃など、使用料の納付に係る通知等の郵便物については、その記載内容を精査し内容の正確性を高めるとともに、職員がそれぞれの事務処理に係る法令についての知識を深め、正確かつ効率的な事務の遂行に努められるよう要望する。

また、人事異動に伴う事務引継ぎに当たっては、係争中の事案には特に意を用いるとともに、年度移行又は事務移管に伴い事務処理方法を新たにした場合等は、当該事務処理に当たっては通常より入念な確認作業を行われたい。